

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町識別用品整備要項

### 1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の識別用品整備について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町総務企画基本計画」に基づき、競技会の円滑な運営を図るため、運営に従事する者の識別用品について必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が、整備する品目は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケース含む）
- (2) 帽子
- (3) ベスト等
- (4) その他、大会の運営上必要に応じた識別用品

### 3 配布対象者

競技会における識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員・競技会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手・監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他町実行委員会が必要と認めるもの

### 4 デザイン等

整備する識別用品のデザインは、従事者の識別を図ることができるものとする。

## 5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として町実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における識別用品整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。